

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和7年2月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	佐伯市では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で佐伯市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には、 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収
③システムの名称	・Acrocity個人住民税 ・税務LAN ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ ・eLTAXシステム ・国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐伯市市民生活部税務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基本的には本人からのマイナンバー取得を徹底しており、本人から情報が得られない場合のみ住基ネット照会で4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、照会後の情報については、複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。特に、特定個人情報を含む書類は施錠できるキャビネットに保管することを徹底したり、廃棄する際は機密文書として適正に処理するなど漏えい・滅失・毀損の防止策を徹底していることから、対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	内田 浩	東 晋二	事後	人事異動のため
令和1年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課税課長 内田 浩	課税課長	事後	評価書の様式変更によるもの
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民生活部 課税課	市民生活部 税務課	事後	組織改編のため
令和4年5月31日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課税課長	税務課長	事後	組織改編のため
令和4年5月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	佐伯市市民生活部課税課	佐伯市市民生活部税務課	事後	組織改編のため
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和5年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	
令和7年1月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一第16項	・番号法第9条第1項別表24の項	事後	番号法の改正による修正
令和7年1月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二第27項 法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法の改正による修正
令和7年1月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年1月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年1月17日	Ⅳリスク対策 8. 手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新設	[十分である]	事後	重要な変更にあたらなない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和7年1月17日	Ⅳリスク対策 8. 手を介入させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か(判断の根拠)	新設	基本的には本人からのマイナンバー取得を徹底しており、本人から情報が得られない場合のみ住基ネット照会で4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、照会後の情報については、複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	重要な変更にあたらなない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和7年1月17日	Ⅳ リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。
令和7年1月17日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更にあたらなない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和7年1月17日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新設	[十分である]	事後	重要な変更にあたらなない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)
令和7年1月17日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】(判断の根拠)	新設	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。特に、特定個人情報を含む書類は施錠できるキャビネットに保管することを徹底したり、廃棄する際は機密文書として適正に処理するなど漏えい・滅失・毀損の防止策を徹底していることから、対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更にあたらなない。 (評価書の様式変更に伴う項目の追加)